家計急変があった保護者等の皆さまへ
【県外学校用（専攻科）】公立高等学校等専攻科生徒奨学給付金の申請について

岩手県教育委員会では、生計維持者の失職等その他やむを得ない事情により家計が急変し、生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が下記の要件に相当すると認められる世帯を対象に、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、公立高等学校生徒等専攻科生徒奨学給付金を給付しています（返済は不要です）。

１　給付対象となる世帯

令和７年７月１日現在（令和７年７月１日までに家計急変があった場合）又は、家計急変があった日の翌月１日現在（７月２日以降に家計急変があった場合。（家計急変があった日が月の初日である場合は家計急変があった月の１日））で次の（１）から（４）のすべてに該当する世帯

（１）　生徒が公立の高等学校又は中等教育学校（後期課程）の専攻科に在学していること。

（２）　生計維持者が岩手県内に居住していること。

※生計維持者が県外に居住している場合は生計維持者の居住地の都道府県に申請することとなります。
各都道府県のお問合せ先は、事務室にお問い合わせいただくか、文部科学省ホームページ「高校生等奨学給付金のお問合せ先一覧」を御確認ください。

（３）　児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていないこと。

※生計維持者が父母以外の場合は必ず御確認ください。

（４）　生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が次のいずれかの区分に相当すると認められる世帯。

ア　非課税である世帯

イ　105,500 円未満である世帯（アを除く。）

ウ　264,500 円未満であり扶養する子が３人以上いる世帯（ア及びイを除く。）

※７月１日又は家計急変があった日の翌月１日（家計急変のあった日が月の初日である場合は、家計急変があった月の１日）から向こう１年間の収入見込額が下記収入基準に当てはまる場合又は収入見込額を基に算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額がア～ウに相当する場合。

※給付決定通知等が届くまでの間に就職等で家計状況が変更となる場合は、必ずお知らせください。

【収入基準額（アに該当する場合）】

扶養親族人数	年間収入基準額（給与所得者世帯）	扶養親族人数	年間収入基準額（給与所得者世帯）
０人	1,000,000 円以下	３人	2,715,999 円以下
１人	1,703,999 円以下	４人	3,215,999 円以下
２人	2,215,999 円以下		

※イ・ウに相当する基準額については審査時に個別に確認を行います。

【申請書類等の提出期限】
７月１日までに家計急変があった場合：令和７年９月30日
７月２日以降に家計急変があった場合：事由発生後速やかに提出
【最終受付：令和８年３月５日】
【提出先】
〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県教育委員会事務局教育企画室総務担当
電話　019-629-6109

２　生徒一人当たりの支給額

給付対象となる世帯に対して、７月１日までに家計急変があった場合は、年額を給付、７月２日以降に家計急変があった場合は、家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日である場合は、家計急変があった月）以降の月数に応じて算定した額を給付します。

対　　象　　者	国公立（年額）	（参考） 私立（年額）
ア　非課税世帯	50,500円	52,100円
イ　105,500円未満である世帯（アを除く）	10,100円	10,420円
ウ　264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯（ア及びイを除く。）		

例：8/5 に家計急変があった場合（上記アに該当する場合）

50,500 円×７月（９～３月分）÷12 月＝29,458 円（１円未満の端数切捨て）

３　申請手続き（次の書類を速やかに提出してください。）

対象者	提出書類
家計急変があった世帯 ※２	①　専攻科生徒奨学給付金給付申請書（様式第１号）
	②　在学証明書（様式第２号）
	③　振込口座届（様式第５号）（通帳の表紙のコピーを添付してください。） ※申請者本人名義の口座を記載してください。
	④　生計維持者の家計急変の発生事由を証明できる書類 （離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・破産宣告通知書・廃業等届出）
	⑤　家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類　※１ （家計急変前の課税証明書の写し等及び家計急変後の雇用証明書（参考様式-5）・直近の給与明細（３か月分）・税理士又は公認会計士の作成した証明書類　等）
	⑥　生計維持者の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類 （扶養親族申告書（参考様式-６）、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書　等） ※　２の表のウに該当する場合は、必ず扶養親族申告書（参考様式-６）の提出が必要です。

※１　給与見込証明書は、基準日から向こう１年間分の給与見込が証明されているものを提出してください。

※２　２の表のウについては、市町村民税の扶養親族に反映されない新たに生まれた子等も扶養親族の合計に含みます。その場合に必要な添付書類は、扶養親族申告書（参考様式－６）等に記載されておりますのでご確認ください。

また、基準日以降に新たに子が出生等し、要件を満たす場合も給付対象となります。その場合は、随時申請を受付けます。（支給額は子が出生等した月により異なります。）

４　支給方法

審査により支給が決定された場合、約１～２か月後を目途に届出の口座に振込みます。

５　その他

事実と異なる内容の申請を行ない、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。